

# 征韓論政変と朝鮮政策

高橋 秀直

【要約】一九七〇年代後半以降、征韓論政変についての通説は動揺し研究は活発化している。本稿は、かかる征韓論政変の朝鮮問題としての意味を明らかにしようとするものである。

一八七三年九月以降、政府内部において実際に朝鮮問題について二つの考えが対立していた。すなわち西郷らの遣使⇨征韓論と大久保・木戸・岩倉らの内地優先の立場よりする遣使不可⇨征韓反対論の対立である。しかし大久保ら内治派は閣議において、本来の主張である遣使反対論ではなく、西郷にあゆみよった延期論を主張した。これは八月一七日の閣議決定を誤解して思いつめている西郷の心理を考慮、彼との決裂を回避しようとしたものであった。しかしそれにもかかわらず西郷は納得せず、政府の分裂、政変となった。政変で内治派は勝利をしめたが、閣議での自らの主張にしばらくは、新政権は遠からず朝鮮への遣使を実行する義務を負わざるをえなかったのである。

史林 七五巻二号 一九九二年三月

## はじめに

本稿は明治六（一八七三）年の日本の朝鮮政策を解明しようとする試みである。日朝間の交渉は明治五（一八七二）年九月の外務大丞花房義質の派遣・在韓邦人の引揚で一旦断絶しており、この時期の朝鮮問題とは、現実の日朝交渉ではなく、今後とるべき朝鮮政策をめぐる日本国内の葛藤がその内容となる。そして周知のようにこの明治六年の一〇月、朝鮮政策についての対立、即ち西郷隆盛の朝鮮派遣の可否をめぐる対立により政府は分裂し政変に至る。所謂、征韓論政変である。したがって本稿は、征韓論政変の朝鮮問題としての意味の解明を課題とすることになるのである。①そしてこれは近代日本

の朝鮮政策の展開を解明する試みの一環となるだろう。<sup>②</sup>

征韓論政変の朝鮮問題としての意味についての従来の通説は、征韓を主張する西郷ら留守政府派と内治優先の立場よりこれに反対する大久保利通ら使節団派の対立が発生し、後者の勝利に終わるというものであった。しかし一九七〇年代後半、毛利敏彦氏の研究『明治六年政変の研究』、有斐閣、一九七八・『明治六年政変』、中央公論社、一九七九が登場し、西郷は征韓を主張しておらず、彼の遣使の可否は政変における真の争点ではなく大久保らの政敵追放の陰謀の名目として利用されたものにすぎなかった、と通説の徹底的批判を行った。そしてこれ以後、毛利氏の新説の当否を中心に研究は活性化し、佐々木克「毛利敏彦著『明治六年政変の研究』」、『日本史研究』二二四号、一九八〇―一六・毛利「佐々木克氏の拙著『明治六年政変の研究』書評に答える」(同二二九号、一九八〇―一一)・家近良樹「明治六年政変」と大久保利通の政治的意図(同二二三号、一九八一―一二)・西尾林太郎「明治六年政変と木戸孝允」、『政治経済史学』一九四号、一九八二―七)・坂野潤治「明治政権の確立」第一節(大久保利通他編『日本歴史大系』4、山川出版社、一九八七)・飛鳥井雅道「西郷隆盛は平和主義者だったか」(藤原彰他編『近代近代史の虚像と実像』1、大月書店、一九九〇)・姜範錫『征韓論政変』(サイマル出版会、一九九〇)・田村貞雄「『征韓論』政変の史料批判」、『歴史学研究』六一五号、一九九二―一)・毛利「明治六年政変論の検証」(同六一四号、一九九二―一〇)等多くの論考が発表され、この問題は近年の日本近代史研究の中心的主題の一つとなるに至っている。

毛利説の可否を中心に、征韓論政変の朝鮮政策としての意味についての問題点を整理すると以下のようになる。

(1) 西郷の意図について

西郷の主張は一〇月一七日の出兵始末書(多田好問編『岩倉公夷記』下、原書房復刻、一九六八、六九、七〇頁)に示されている。その趣旨は、A、朝鮮への即時派兵はなすべきではなく、代りに西郷が非武装で渡韓し平和的に国交樹立を試みる、B、それでも朝鮮側が応じない場合は「其罪可問」、即ち開戦、というものであった。西郷の主張は、Aの段階で交渉が

成功しなければ、Bの開戦に至るといふ構造となっており、開戦を賭してもこの機に国交の樹立を実現しようとするものであった。したがってAの段階で交渉が成功する高い見込がなければ、それは開戦を期した主張ということになる。そして周知のように西郷はこの時、板垣退助宛の書翰の中で、使節(西郷)は朝鮮で暴殺されるだろうといふ交渉失敗の見通しを示しており、この点より従来西郷は征韓論者とされていた。しかし毛利氏はこの使節暴殺の見通しは西郷の真意ではなく、彼には対朝交渉に成功する自信があった、とされている(『明治六年政変』、一二八、九頁)。かかる見解の妥当性が問題となる。

## (2) 西郷遣使の意味について

毛利氏は、西郷が平和的意図を持っている以上、開戦阻止を理由とする大久保の遣使反対論は成り立たないとされる(同、一七六―一七九頁)。この点について家近氏は、西郷の主観的意図と西郷遣使の客観的意味は別次元の問題であると批判される。即ち朝鮮側が西郷の国交樹立要求を拒めば開戦となる以上、西郷による交渉の成功の見通しが低いと大久保が判断すれば、西郷の真意の如何を問わず、開戦阻止の立場より遣使は認められないことになる、とされるのであり(家近前掲論文、五九、六〇頁)、妥当な主張である。西郷遣使による交渉の前途について大久保らはいかなる予想を持っていたのか、そして客観的にどうであったかが問題となるのである。

## (3) 大久保らの意図について

政変時において、内治優先・開戦阻止の立場よりする西郷遣使反対の考えを大久保らが持っていたことは、結論を先取することになるが、事実としてある。問題はこれを彼らの真意と見るか、あるいは権力闘争のための名分と見るかにある。この点については征韓論政変後の大久保政権の実際の対外政策(朝鮮への使者の派遣を主張する明治七年二月の大久保・大隈重

信の連名の意見書（『大久保利通文書』五、東京大学出版会復刻、一九八三、三七一―三七三頁）・四月よりの台湾出兵）をいかに理解するか、それと内治優先の論理との不調和をどう把握するかが、決定的な意味を持つことになる。

本稿は征韓論政変の過程を分析することにより以上の(1)・(2)の問題を解明しようとするものである。そして(3)の大久保政権の対外政策の問題については別稿で述べることにするが、その分析の基礎は本稿で定めることができるだろう。

征韓論政変の朝鮮政策としての意味を分析するにあたって本稿は以下の点を留意する。

第一に明治初年以來の朝鮮政策の展開の中でこれを位置づけることである。政変時の諸勢力の朝鮮政策は、明治初年以來の複雑な経緯の上に成立しているものであり、その意味を理解するには、その流れの中に置いて見る必要がある。例えば西郷の主張する非武装遣使論はこれのみより見れば、朝鮮側への穏健な協同的政策に見える。しかし宗氏の派遣する使節のみ認め、日本政府の使節とは交渉に応じないという、この時までの一貫した朝鮮側の主張よりこれを見るならば、西郷の政府正式使節（「皇使」）としての派遣は、極めて挑戦的な意味を持たざるをえないのである。

第二は政変時における諸勢力の朝鮮問題についての動きを出来るだけ具体的に明らかにすることである。一般的に危機の時期においては、事態の進行にしろめる個人的・偶然的要素の比重は大きなものとなる。明治六年のこの政変も例外ではないだろう。各々の段階において大久保らが何を考え、何を実際に主張したのかなどが具体的に追究されなければならぬ。政変の具体的過程についてこれまで『岩倉公実記』などが描いてきた歴史像に対して、毛利氏の著作以降、再検討が進められ、最近では姜氏の精密な史料批判の試みは注目すべきものである。しかし八月一七日の西郷遣使の閣議決定とは具体的にはいかなるものであったか、それに対し天皇はどのように答えたのか、西郷と岩倉・大久保が激論した一〇月一四、五日の閣議の実際の争点は何であったのか、一〇月二三日の岩倉の上奏の内容は実際にはいかなるものであったのか、等、まさに政変の基本的事実についてなお検討すべき点が残されているように思われる。

本稿の構成は以下の通りである。I章においては、明治元年より五年に至る日本の朝鮮政策の展開を概観し、それをふ

まえて西郷の遣使論が持った意味を検討する。Ⅱ章では、大久保ら所謂、内治派が政変において実際に主張した朝鮮政策とは何であったのか、という点を中心に、政変における朝鮮政策の対立の実態を説明する。

本稿で使用する文献の内、日本史籍協会叢書（東京大学出版会復刻）の『大久保利通文書』・『岩倉具視関係文書』・『大隈関係文書』は『大久保文書』〔史〕・『岩倉文書』〔史〕・『大隈文書』〔史〕と表記する。使用した未公刊史料、『岩倉具視関係文書』中の「明治六年征韓論一件」一、二（以下、「征韓論一件」一、二）・『木戸家文書』マイクロフィルムは国立国会図書館憲政資料室蔵。

史料の引用にあたり傍点・傍線・（ ）などはことわらぬ限りすべて高橋による。未公刊史料の引用では、表記は旧字体を新字体にするなど適宜改めた。

① 権力闘争の側面なども含めた征韓論政変の全体像については、別稿「征韓論政変の政治過程（未発表）」で明らかにする。

② 朝鮮政策の展開については、維新直後より明治五年までは「維新政府の朝鮮政策と木戸孝九」〔人文論集〕〔神戸商科大〕二六―一・二合併号、一九九〇―一二・「慶應義塾後の朝鮮政策」〔同二六―三・四合併号、一九九一―三〕で、江華条約より巨文島事件発生の一八八

五年までについては「壬午事変と明治政府」〔歴史学研究〕六〇―一、一九八九―一二・「壬午事変後の朝鮮問題」〔史林〕七二―一五号、一九八九―九・「形成期明治国家と朝鮮問題」〔史学雑誌〕九八―三三、一九八九―三三・一八八〇年代の朝鮮問題と国際政治」〔史林〕七一―六号、一九八八―一一〕で、すでに明らかにした。

## I 朝鮮政策の展開と西郷遣使論

### 一 朝鮮政策の展開——明治元々五年——<sup>①</sup>

江戸時代、日朝間には將軍と朝鮮国王を対等とする国交が成立していた。日朝間の日常的交渉は対馬藩（宗氏）が家役として行っていた。同藩は釜山に倭館を与えられ、そこに歳遣船などを渡航させていた。宗氏による対朝交渉を以後宗氏ルーツと呼ぶ。

維新後新政府は、対朝交渉に着手したが、その目的は従来よりの国交の継続にとどまるものではなく、その改革をもめざしていた。その目的は、西欧的外交原理に基づく新たな形での国交の樹立と制限貿易より自由貿易への移行であった。この改革は朝鮮の外交体制である「鎖国」体制の修正を迫るものであり、朝鮮側にとり容易に応じられるものではなかった。そして維新政府のこの改革要求の背後には、開国への転換を主導することで朝鮮への影響力を獲得しようという対朝国権拡張の志向が存在していた。

維新政府の対朝交渉は明治元年（一八六九年一月）の大修使の派遣で始まった。大修使は形式上は宗氏の使節であり、従来の宗氏ルートに則ったものであった。大修使の使命は、幕府の崩壊・朝廷の政権掌握の通知と国交継承の希望の表明であり、国交の改革はまだ課題とはしていなかった。しかし朝鮮政府は、大修使の持参した書契（外交文書）の受理を拒み、交渉は入口で行詰った。朝鮮側の受理拒否の理由は、書契の違例であり、その最大の問題点は皇・勅字句の使用にあった。朝鮮側にとりこれは宗主国たる清国のみが使用しうるものであり、これを日本が使用することを認めることは、朝鮮が日本の格下になることを意味すると考えられたのである。そしてこの皇・勅問題争点化には、右のような名分論のみではなく、これをぎっかけに日本が朝鮮を侵略するのではないかという、秀吉以来の対日不信や当時朝鮮政府の実権を握っていた大院君の攘夷主義も背景として存在していた。

大修使交渉の行詰りに明治二年（一八六九）日本政府内部で二つの対朝政策路線が形成された。一つは「皇使」派遣論である。「皇使」とは宗氏ルートへの使節ではなく、天皇の出す国書を持つ政府の正式使節である。「皇使」派遣には政府の面子がかかることになり、失敗は許されず、朝鮮側がなお国交要求を拒む時は開戦に至ることになる。つまりこれは場合によつては軍事力を行使してでも要求を実現しようとする政策であり、対朝強硬路線を意味していた。もう一つは「穩健」路線である。これは新たな形での国交の樹立という交渉目的は同じであったが、開戦の危険性の高い「皇使」派遣はぎげ別の方式（宗氏ルートによる交渉の継続、宗主国である清と先に交渉した上での朝鮮との交渉など）で交渉の進展を図ろうとするも

のであった。この二つの路線について主張者は固定したのではなく時期により変化していた（例えば木戸孝允は明治二、三年の二年間に、強硬↓「穩健」↓強硬↓「穩健」と移行した）。

明治三年（一八七〇）六月頃、強硬論は強まるがそれは結局敗北し、同年一二月、吉岡弘毅を中心とする外務官員が朝鮮に派遣された。吉岡使節團は、政府の使節であったが、「皇使」ではなく、正式交渉の「前引合」⇨根回し役で、いわば略式政府使節と言うべきものであった。そのため地位も低く最高の吉岡でさえ外務権少丞の微官で、その成否に政府の面子がかかってしまうようなものではなかった。彼らの交渉目的は、正式の国交、即ち天皇と朝鮮國王間の国交ではなく、その一段下の双方の政府次元での交渉ルートの設定であった。前者の場合、名分上、皇・勅字句を書契に使用することは不可避で紛糾は確実となるが、後者の場合は、双方の政府は対等であり書契において皇・勅字句の使用はさけることもできるのであり、日朝交渉の最大の難点となっていた皇・勅問題をこれで棚上げすることが可能となるのである。かかる政府次元での交渉ルート設定論のことを以下、「政府等対」論と呼ぶ。そして吉岡らの持参した書契には皇・勅字句は含まれていなかった。

しかしこの時、朝鮮側はこの妥協的解決策にのらず吉岡使節團の交渉も行詰った。ここにおいて吉岡らは行詰り打破の新たな方策を考えた。それは交渉はあくまで先例通りに行うべきという朝鮮側の主張の根拠となっている宗氏ルートを廃止する一方、朝鮮側に信用のある宗氏自らを渡韓させ説得にあたらせるというものであった。吉岡らはこの宗氏渡韓論を具申、明治四年五月（一八七二年七月）、維新政府はこれを認めたが、その実行前に廃藩置県となった。

廃藩置県後の政府（以下、廃藩政府）は、最初、宗氏渡韓論を継承、その準備を進めた。しかし岩倉使節團が決定されその準備が進められるとそれは再検討され、一〇月初め宗氏ではなくその家臣を代りに派遣することが決定された。しかし家臣では交渉成功の見通しは低くむしろ関係の一層の悪化が予想された。この決定を受け、外務省は、使節派遣の具体的手続を考案した。それは交渉が行詰った場合は在韓邦人の引揚を行うという交渉断絶策であった。しかしこれは強硬路線

につながるものではなく、引揚の衝撃により朝鮮側が譲歩し交渉を再開、「政府等対」論の実現に至るといふ筋道を期待した「穩健」路線の枠内のもので、持参すべく用意された書契の案文には皇・勅字句は含まれていなかった。

しかしこの外務省案に対し正院の決定は中々おらなかった。そして岩倉使節団出発直前の十一月九日、朝鮮政策についての政府最高首脳の会議が行われた。この会議では「皇使」の即時派遣を主張する板垣退助らの強硬論とそれに反対する岩倉具視らの「穩健」論が対立した。「穩健」論の根拠は、当面国内改革に集中し対外戦はさけるべきという内治優先論であった。そして結局、後者が勝利をしめ、岩倉使節団帰国まで朝鮮問題を凍結することが決定された。これは廃藩政府がその内部に強硬論を含みつつも基本的には「穩健」論が優位をしめる政府であったことを示している。そして交渉の断絶をもたらす一〇月初めの家臣派遣方針はこの決定に適合的であり、それはここに確認されたのである。

この会議の段階においては正院の「穩健」論者は凍結をしばらく続けた後、翌春あるいは岩倉使節団帰国後あらためて宗氏を渡韓させることを考えていた。しかし岩倉使節団が発し留守政府となると朝鮮政策はこれと異なる方向に動き出した。まず外務省の反対を抑え、家臣使節の持参する書契案の修正を行い、皇・勅字句をそれに含ませた。これは日朝間の原則的対立を必然化するものであり、明治三年末以来の「政府等対」論を否定するものであった。さらに宗氏渡韓も見合わせではなく、中止された。留守政府の意図は宗氏渡韓による交渉の再開、「政府等対」論の実現ではなく、原則的対立を復活した上で、交渉を決裂させ、折を見て「皇使」派遣にふみきろうという強硬路線に立つものであった。留守政府は廃藩政府段階で決められた朝鮮問題の当面凍結方針は守りはしたが、交渉の論理においては対立必至の原則的問題を復活したのである。このことは留守政府が、対外強硬路線に傾斜した性格を持つ政府であったことを示している。

明治五年一月、宗氏の家臣相楽正樹が使節として派遣されたが交渉は当然行詰り、相楽らは禁を破り倭館を出て朝鮮側の役所（東萊府）におしかけるといふ強硬策に出た上で釜山より引揚げた。そして九月外務大丞花房義質が釜山に渡り、倭館を外務省の直轄下においた上で在留者の引揚を行った。こうして明治初年以來続けられていた日朝交渉は一旦断絶し、

朝鮮問題は当面、凍結されることになったのである。

## 二 西郷遣使論

明治五年以降、留守政府の開化政策の強行により士族の不满は高まった。これに伴いその不满をそらすために対外問題を利用しようとする動きが留守政府内部で強まってくる。その最初のあらわれが、明治五年後半の征台論であった。<sup>②</sup>

明治四年十一月（一八七二年十二月）琉球人の船が台湾に漂着、そこで暴行・略奪にあった。この情報を明治五年後半に知った日本政府の内部では征台論が唱えられるようになった。その主唱者は外務卿副島種臣であった。彼の主張の背後には徴兵令や家禄削減に対する士族の不满を対外問題にそらすという意図が存在していた。これに対し大蔵省を支配する大蔵大輔井上馨は強硬に反対した。彼の反対論は「国威ヲ揚ントセバ先内務ヲ調、内富強ノ基礎相立、然後他ニ及ブラ順序トス」<sup>④</sup>という内治優先論に基づいていた。この対立では井上が「征台論に」不満ニ思フ者、大蔵連中ト山狂（山県有朋、陸軍大輔）・鳥尾（小弥太、陸軍省軍務局長）杯ノミ<sup>⑤</sup>と嘆くように、留守政府の大勢は征台に傾き、反対論者は大蔵省と軍内長州派のみであった。こうした悪条件にもかかわらず井上は必死に抵抗し、明治六（一八七三年）三月の副島の清派遣に至るまでは征台論を抑えこむことに成功した。しかし同年五月井上が失脚すると政府内における歯止めは失われ、留守政府は対外強硬論的志向が極めて強い政府となった。そうした中で朝鮮よりの報告が到来したのである。

明治五年の在韓邦人の引揚以後も外務省の駐在官など若干名は大日本公館（旧、倭館）にとどまっていた。その一人の外務官員広津弘信は、明治六年五月三十一日付の報告で、日本商人の密貿易に対する朝鮮政府の取締りが強化され、それを禁じる揭示の中に日本を侮辱する句があったと報じた。しかし一方この時日本政府は朝鮮政府に武器を輸出しようとしていることに明らかのように、朝鮮現地の情勢は緊迫したものではなかった。<sup>⑦</sup>

しかし広津報告に対し日本政府は過敏と言わざるをえない反応を示し、六月もしくは七月、朝鮮議案と通称される対朝

政策案『岩倉公実記』下、四六（四九頁）を閣議にかけた。この議案は、従来の日朝交渉の難航や今回の揭示について朝鮮政府を非難し、もはやこのまま捨ておくわけには行かない情勢であり、「断然出師之御処分無之テハ不相成事ニ候」と軍事力行使を主張、具体的には、1、居留民保護のため陸軍若干名軍艦数隻の緊急釜山派遣、2、その上での「使節」派遣が述べられていた。これに明らかなように朝鮮議案は開戦に至る可能性の極めて高い強硬な政策案だったのである。<sup>⑧</sup>この主張者は、明治四年末すでに對朝強硬論を唱えていた板垣であったらしい。<sup>⑨</sup>

この朝鮮議案がかけられた閣議に西郷は出席していなかった模様であるが、七月末この内容を知ると議案に反対、新たな対案、即ち自らの朝鮮への非武装派遣を主張するのである。この西郷の主張の朝鮮政策としての意味を以下検討することにする。

西郷の主張は、はじめに、でも述べた出使始末書に示される。ここで西郷は居留民保護のための即時派兵に反対した。「是（即時派兵）よりして鬭争ニ及候而者最初之御趣意ニ相反し候」と即時派兵が両軍衝突→開戦とつながることを恐れたのである。そして西郷自らが使節として非武装で渡航し、朝鮮側と国交交渉を行うという代案を提示する。筆頭参議である西郷が行く以上、この使節は当然「皇使」であり、これは「皇使」派遣論である。前節で述べたように「皇使」派遣は、交渉不調の場合、政府の面上に開戦にいたらざるをえないという含意を持っていた。そしてこの含意は西郷においても共通するものであった。即ち出使始末書は、西郷が行って国交を求めても朝鮮側が拒む場合（彼より交際を破り戦を以て拒絶）の場合には「彼之曲事分明ニ天下ニ鳴し其罪を可問」としているのである。すでに述べたように「皇使」派遣は、交渉成功の見通しが低い時は開戦の覚悟ぬきにはなしえぬ政策であり、しかるが故に明治二年以来一貫して抑制されていたものであった。それをこの時西郷はあえて行おうとしたのである。

そしてこの時、交渉成功の見通しは依然低かった。朝鮮側においては鎖国方針維持をめざし日本の国交要求を拒絶してきた大院君政権はなお存在していた。そして釜山より報告される朝鮮情勢も、朝鮮政府の対日方針の変化、国交交渉の成

功を期待しうるようなものではなかった。<sup>⑩</sup>朝鮮側に変化が見られない以上、交渉成功のためには日本側の歩み寄り、従来の交渉方針の修正が必要となる(例えば国書よりの皇・勅字句の取下げ)。しかし留守政府は明治三年末より試みられていた妥協策(「政府等対」論)を否定し、皇・勅問題を復活させた政府であり、こうした歩み寄りは考えられない。そして西郷自身も、武装遣使の可否など交渉の方式については異を唱えていたが、従来よりの交渉方針については、この始末書をはじめこの時期の一連の朝鮮問題についての言及において何等疑問を示していないのである。

つまりこの時の西郷の遣使は、従来の交渉の試みと同じく成功の見通しの低いものだったのである。そしてこれは西郷自身の予想でもあった。それを何よりも明瞭に示すのが、使節暴殺論である。周知のようにこの時西郷は、板垣宛の一連の書翰で、朝鮮側は国交要求に応じず自分は暴殺されるだろうと語っている。これが毛利氏の解されるように板垣を説得するための修辭(『明治六年政変』一一一〜一二八頁)ではなく、実際の西郷の予想であったことは、腹心の別府晋介に出した九月一二日付の書翰で、「土州人も一人は死なせ置候はゞ跡が可宜と相考居申候」、即ち遣使に土佐出身者も同伴させ自分と一緒に殺させた方が後の戦争に都合がよいと述べていることに明らかである。<sup>⑪</sup>そして岩倉具視など政府の他のメンバーも西郷が暴殺される可能性があると危惧していた。<sup>⑫</sup>外交使節に危害を加えないのは文明国のルールであり、朝鮮政府が日本使節を暴殺することはありえず(しいて考えれば幕末の攘夷行動のように民間人が危害を加えようとする可能性は極少ながらあったかもしれないが)、こうした予想の存在は奇妙なものであるが、<sup>⑬</sup>かかる予想の存在は、交渉成功の見通しの低さのあらわれではあった。

交渉成功の見通しの低い状態で「皇使」を派遣することは、開戦の可能性が高く、その覚悟ぬきではなしえないものであった。有名な征韓反対意見書で、大久保は以下のように述べている(『大久保文書』〔史〕五、六一、二頁)が、それは問題の所在を適確につかんだものだったのである。

輓今彼(朝鮮)の我国に対し又米国の使節に対したる所為を察すれば其接遇の好を期す可らざるや必せり故に使節を

発せんとせは先に開戦の説を決せざるを得ず

そしてかかる意味を持った自らの遣使を西郷は強硬に主張、留守政府はそれを八月一七日の閣議で決定した<sup>⑤</sup>。この決定を従来よりの対朝政策の展開の中に位置づけければ、第一に、明治四年一月九日の会議で決定されていた岩倉使節団帰国までの朝鮮問題凍結方針の修正であった。第二は明治二年以来一貫して抑えられていた「皇使」派遣論―強硬路線の採用であった。したがってこの閣議決定は、この時に至るまでの朝鮮政策の二重の修正を意味するのであった。

留守政府はなぜこの時かかる決定を行ったのだろうか。まず西郷について検討する。

開戦に至る可能性の極めて高い主張をなぜこの時西郷は行ったのだろうか。このような重大な政策を打出す以上、それは何らかの明確な対朝政策目的（例えば征韓↓保護国化）に基づいたものであることが予想されよう。しかし実際はそうではなかった。後述するようにこの時西郷は遣使論を主張するにあたって何ら明確な政策目的を示していないのである。そして西郷が遣使論の根拠としたのは、朝鮮を今後いかに扱うかという具体的な政策論ではなく、「是迄の行懸りにて如此場合に行当り候故、最初の御趣意不被為貫候ては、後世迄の汚辱に御座候」という一種の名分論にすぎなかった。

たしかに西郷は名分を重んじる人物であった。しかし対朝国交樹立の不首尾は恥辱であるという名分論が、西郷の遣使論の中心的要因であったと見ることは難かしい。名分論が決定的要因であったなら、対朝交渉の難航が生じた明治二年以降西郷は一貫して強硬論―「皇使」派遣論をとらなければならないはずである。しかし実際は異なる。廃藩置県以前においては西郷を頭目とする薩摩士族は木戸らの征韓論を痛烈に批判していた<sup>⑥</sup>。そして征韓論政変で下野後は、その直後を除き西郷個人の言動においてはもはや対朝強硬論は見られず、明治八（一八七五）年の江華島事件においては逆に政府の強硬外交を批判さえるのである<sup>⑦</sup>。西郷が対朝強硬論を唱えるのはこの政変前後に限られているのである。

以上より西郷のこの時の遣使論を対外政策的考慮を規定的要因として生じたものと把握することができないのが明らかとなる。彼の遣使論は、「内乱を冀ふ心を外に移して国を興すの遠略」という板垣宛書翰の著名な一節<sup>⑧</sup>に示されるように、

基本的には内政的考慮より出たものと見るべきであろう。留守政府の開化政策の強行により士族の不満がこの時高まっていた。そして政府内部においても大蔵省を中核とする木戸系開化派と他勢力との間の軋轢は激しいものとなっていた。そして西郷の勢力基盤である薩派軍部は木戸系開化派批判の急先鋒であるとともに、既述のように明治五年後半以降高まっていた対外強硬論―征台論の中心勢力の一つとなっていた。<sup>②</sup> こうした緊迫した国内情勢に直面した西郷は、対朝強硬策に矛盾の吐口を求めようとしたのであると言えよう。そしてさらにこの政略の背後には、政府の内紛の調整役を心ならずもはたさねばならないことに疲れきり、死を願うに至った西郷の個人的心情も存在していたと思われる。<sup>③</sup>

こうした要因による西郷の遣使の主張を留守政府は承認した。西郷の主張の前提である朝鮮議案提出のきっかけとなったのは、既述のように五月三十一日付の広津報告であった。しかし七月末までには六月一五日付の広津の統報<sup>④</sup>が到着し、「当月(六月)上旬以来内外静謐」で日朝貿易も中旬には再開の見込であると伝え、釜山現地の平穏な情勢が判明していたはずである。それにもかかわらず依然対朝強硬路線を変更せず、その枠内で八月一七日の閣議決定を行ったことは、井上失脚以後、歯止めがなくなった留守政府の対外強硬志向を示すものであると言えよう。

① 本節の内容は、前掲拙稿「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」・「廢藩置県後の朝鮮政策」で明らかにしたので、ここではその要旨のみを述べる。

② 以下で述べる征台問題の展開については詳しくは前掲拙稿「征韓論政変の政治過程」一―二、参照。

③ 明治六年一月二日付岩倉具視宛大原重実書翰(『岩倉文書』〔史〕五、二一九頁)。

④ 明治五年一〇月一八日付木戸孝允宛井上馨書翰(井上馨侯侯記編纂会『世外井上公伝』1、原書房復刻、一九六八、四七七、八頁)。

⑤ 同右。

⑥ 『日本外交文書』六、二七九―二八一頁。

⑦ 当時の朝鮮情勢の真相、それが何ら緊迫したものではなかったことは、西尾前掲論文、四五―四七頁・姜前掲書、一章が明らかにしている。なお、朝鮮側が出したとされる毎日掲示なるものの真相については、姜前掲書、一章及び6章1、参照。

⑧ この朝鮮議案は、『岩倉公実記』のような後年の編纂書に収録されているのみで、原文書の存在は確認されていない。このためこの文書が実際に閣議に提出されたか否かについて疑う見解も生まれている(西尾前掲論文、四七頁・姜前掲書、二五七頁)。しかし本文で後述する西郷の出使始末書はその冒頭部で即時出兵論の「御評議之趣」、即ち閣議にかけられた即時出兵論の内容を要約しているが、この部分(『朝鮮外交文書』之儀……一大隊可被差出御評議之趣)は、朝鮮議案の

内容と照応しており、この点よりこれの実在を確認することができるだろう。

- ⑨ 板垣退助監修『自由党史』上、岩波書店復刻、一九五七、六一頁。  
 ⑩ 五月三一日付の広津報告（本章注⑥）は既述のように状勢の好転どころの内容ではなかった。もっとも続く六月一五日付の広津報告（本章注②）では朝鮮状勢の平穩が伝えられていた。しかしこれとてさらに進んで国交問題の好転を期待しようようなものではなかった。  
 ⑪ 大西郷全集刊行会『大西郷全集』二、一九二七、七七一頁。  
 ⑫ 毛利氏は、使節暴殺論は八月一七日までの西郷書翰中、板垣宛のものにしか述べられていないとして、これは征韓論者である板垣に西郷の非武装遣使を納得させるための修辭であり、本心ではないとされる『明治六年政変』、一一二～一二三頁。しかし八月一八日以降の書翰について見ればここにひいた別府晋介宛書翰のように暴殺論をふまえたものが存在している。さらに毛利氏が史料的价值を評価する「酒井玄蕃筆記」（前掲『大西郷全集』二）でも西郷は「彼（朝鮮）ニテ無事ニ承知致間敷、ツマリハ使節モ其儘ニテハ歸リ申間敷」（七七六頁）と暴殺の予想を語っている。使節暴殺論は板垣説得のための方便であるとされる毛利氏の主張は無理があると言えよう。  
 ⑬ 岩倉が西郷の身を案じていたことは後述する明治六年一〇月一五日付岩倉宛江藤新平書翰（Ⅱ章注①）に示される。

## Ⅱ 政変における朝鮮問題

### 一 内治派の主張

西郷の遣使は八月一七日に決定され、一九日より二三日の間に上奏されるが、岩倉大使の帰国後改めて評議されること

- ⑭ こうした奇妙な判断の背景には、明治四年に発生した朝鮮側によるアメリカ艦攻撃事件であるシャーマン号事件の影響が存在していたかもしれない（家近前掲論文、六〇頁）。しかしシャーマン号事件は、従来外交関係のないアメリカ艦が朝鮮領を勝手に侵犯したため生じたものであり、日朝交渉とはまったく事情が異なるものであった（シャーマン号事件については田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上、原書房復刻、一九七三、第一編第二章第五、参照）。  
 ⑮ この閣議決定の実態についてはⅡ章注⑦、参照。  
 ⑯ 明治六年八月三日付三条宛西郷書翰（前掲『大西郷全集』二、七四六、七頁）。  
 ⑰ 前掲拙稿「羅新政府の朝鮮政策と木戸孝允」、一一五、六頁。  
 ⑱ 明治八年一〇月八日付篠原冬一郎宛西郷書翰（前掲『大西郷全集』二、八四二～八四四頁）。  
 ⑲ 明治六年八月一七日付板垣宛西郷書翰（同右、七五五頁）。  
 ⑳ 前掲『世外井上公伝』一、四七五、六頁。  
 ㉑ この時の西郷の心境について、姜前掲書は自殺願望の存在を指摘している（一三五、六頁）が、妥当な分析と言えよう（ただし姜氏は西郷は朝鮮で自殺するつもりであったろうとされるが、西郷は使節暴殺を本当に予想しており、これは成り立たないと思われる）。  
 ㉒ 『日本外交文書』六、二八七、八頁。

になった。そして一〇月一四日に開かれた閣議は激論の場となり、翌一五日の閣議で太政大臣三条は西郷遣使の決定を下した。しかしこれを上奏する前の一八日精神錯乱をおこす。これを機に岩倉・大久保らは逆転の策謀を進め、二〇日太政大臣代理に就任した岩倉は、西郷らの反対をおしきり二三日、閣議の決定と異なる内容の上奏を行い、翌日その裁可をえる。こうした事態の進行に西郷以下四参議は辞任、政変となるのである。

この過程で西郷遣使論と対決したのは、岩倉・大久保・木戸孝允・伊藤博文、そして一五日の閣議で変説するが三条美らであった。彼らの遣使についての主張を代表するものは、周知の大久保の西郷遣使反対意見書〔『大久保文書』(史)五、五三(六四頁)である。ここで大久保は七ヶ条の理由をあげ対朝開戦に反対している。1、民心動揺、2、財政危機、3、着手したばかりの富強策への破滅的影響、4、貿易赤字を招く、5、ロシアに南下の機会を与える、6、戦費をイギリスに依存することより生じる内政干渉の危険、7、条約改正未完成、である。そして使節に対する朝鮮側の好遇は期待できないとして、遣使は開戦につながるが故に認められないとするのである。

これに明らかのように大久保は、主に内治への配慮より対清開戦に反対しており、彼らの立場は通称通り内治派とよぶことができよう。そして彼らは内治優先の立場より開戦につながる遣使に反対しているのである。

しかしこの内治派の主張は政変において本当に勝利をしめたのだろうか。

政変後の一月八日の閣議で、新政府は「朝鮮遣使ノコト御評議前議ニ決」した〔『大久保日記』。「前議」とは一〇月一四日の閣議で内治派が主張し、二三日岩倉が上奏し、裁可を得た方針である。即ち「国政ヲ整ヘ民力ヲ養ヒ勉メテ成功ヲ永遠ニ期スヘシ」という勅書の方針である。これの具体的内容は、明治七(一八七四)年二月一二日に三条が島津久光に示した以下の「征韓之廟議書付」〔征韓論一件〕一〕に見ることができる。

抑昨年ノ廟議ハ使節ヲ朝鮮ニ遣シ隣好ヲ修メ玉フノ御趣意ニテ問罪征討ノ謂ニ非ス然リトモ朝鮮ノ頑固使節ヲ遇スルニ無礼ヲ以テスル凶ルヘカラス仍テ使節ヲ遣スト戦ヲ期シテ遣ラサルヲ得ス然ル樺太魯國ト混雜之拳(大泊事件)アリ彼島兩屬兩國ノ際開蒙

ノ患アリ仍テ先使節ヲ魯ニ遣リ樺太ノ事ヲ落着ノ後順序朝鮮ニ使ヲ派出スルノ議ニ決セリ願議朝鮮ノ事ヲ捨テ不問ニ非ス

即ち新政府の朝鮮政策は、遣使―開戦方針自体を否定したのではなく、それを認めた上で、時期を対露問題の解決後になすとしたのであり、遣使延期論だったのである。

しかしすでに見たように大久保らの主張は、開戦につながる遣使自体の否定であり、これと政変後の政府の方針との間には大きな落差が存在している。この落差はなぜ生じたのだろうか。抑々一〇月一四日以降の政変の過程において内治派は一体何を實際に主張したのだろうか。

一四日の閣議における内治派の主張を示す直接的史料は二三日の岩倉の口演の概要（『岩倉公実記』下、八二―八四頁）である。その中で岩倉は一四日の閣議について「三条太政大臣及具視ハ事ノ先後勢ノ寛急ヲ慮リ宜ク順序ヲ追フテ以テ可トスヘシ今俄ニ使臣ヲ発遣スヘカラスト論ス」と述べている。これより見れば、岩倉らは遣使自体には反対せず、それを認めた上でその即行のみに反対しているのである。一四日の閣議についてのこの岩倉の言及は、一〇月一五日付の岩倉宛江藤新平書翰<sup>①</sup>で、確認・補足することができる。

この書翰は、一五日の閣議前に出され、前日の岩倉の主張を批判し、西郷の遣使を主張したものである。したがってここで批判の対象となっている見解が前日の岩倉の主張と見ることができ、江藤の批判は、四段落になるが、その第一段落は以下の通りである。

（西郷即時遣使を決定すべし）其訳ハ一体能々相考候得共朝鮮へ之使節ト魯人との關係有之間敷訳ハ唐太之事（大泊事件）ハ民ト民トノ儀ニ付交際上談判ニ而可相整猶新橋ステーションにて狂人カ英人ヲ傷付ケント大同小異之事ニ而可有之歟若又魯人カ朝鮮へノ援兵ヲ慮リ其輕蔑ヲ御忍之時ハ朝鮮トノ戦ハ御決シ無之方可然奉存候既ニ朝鮮トノ戦ハ御決定有之候上ハ万々不得止節ハ魯戦ノ御決定ハ可被為在事ト奉存候

即ち大泊事件（明治六年二月ロシア人が樺太大泊の日本側番屋を襲い放火・暴行した事件）は、民と民との問題であり、「交際上談

判ニ而可相整」もの（普通の外交交渉で解決しうるもの）で、国と国との問題である朝鮮問題とは、質が異なっている、また開戦となった場合、ロシアが朝鮮に援兵を送ることを恐れ自重するぐらいなら、始めから対朝開戦を決めるべきではなく、対朝開戦を決定した以上は万一の場合、対露戦を覚悟すべきである、しかるが故に、樺太問題先行論や対露警戒論より西郷の即時遣使に反対するのは当をえない、というのが江藤の主張であった。

この江藤の主張でまず注意すべきことは、「既ニ朝鮮ト戦ノ御決定有之候」との一節である。対朝開戦などもちろんこれ以前に行われておらず、ここで江藤の言う「御決定」とは八月一七日の西郷の遣使決定をさしている。つまり「皇使」派遣が開戦につながる可能性が高く、その決定は対朝開戦の決定に等しいことは、西郷遣使支持者の江藤においても議論の前提だったのである。

第二に注意すべきことはこの書翰で江藤が、「皇使」派遣<sub>〓</sub>対朝開戦を既定事項として扱いその可否について論じていないことである。このことは岩倉らも遣使自体の可否について異を唱えていなかったことを示している。したがって争点となっていたのは、遣使の可否ではなく、その時期、即行か延期かであったのである（書翰の冒頭は、「謹啓然者昨日御會議朝鮮使節御差立運速一件」とある）。そして延期論をとる岩倉の主な根拠は、ここで江藤の批判している通り対露問題であった。<sup>②</sup>つまり岩倉ら内治派の閣議での主張は、開戦の覚悟のいる遣使自体は認めるが、対露問題が存在しているので、その即行には反対するというものだったのである。先に見た久光への伝言の内容はまさに閣議で岩倉らが主張したものであったであり、大久保意見書のような内治優先の立場よりする遣使<sub>〓</sub>征韓反対論は閣議における内治派の実際の主張ではなかったのである。

## 二 争点の移行とその要因

内治派の本来の主張と閣議での主張の落差はなぜ生じたのだろうか。

閣議以前、一〇月初めの段階において内治派が争点としようとしていたのは、遣使の時期ではなく、遣使自体の可否、さらには朝鮮政策の基本方針であった。一〇月四日、三条は朝鮮問題についての覚書<sup>③</sup>を岩倉に送った。ここで三条は、ペリー来航の際アメリカ側が対日政策の目的について詳細に検討していたことになり、日本も朝鮮への遣使にあたって、西郷にその目的を具陳させるべきであるとした。そして具陳すべき事項は以下の通りであった。

使節ノ目的

使節ハ国辱ヲ雪キ国権ヲ張り彼ヲシテ旧交ヲ繼キ隣誼ヲ修メシムルニ在ルカ將又彼ヲシテ遂ニ我カ附庸國タラシムルニ在ルカ別ニ又他ノ外交上ニ関シ深謀遠慮スル所アルカ或ハ我カ内治上ニ関シ一時ノ政略ニ出ツルカ

使節ハ戦争ヲ期スルノ意カ又ハ戦争ヲ期セサルノ意カ或ハ又戦争ヲ期セサルモ已ムヲ得サルトキハ戦争ヲ開クノ意カ  
朝鮮ト戦争ヲ開クノ利害如何

一方ニ有利無害ノ論アレハ必ス一方ニ有害無利ノ説アリ双方ヲ照ラシテ議ヲ尽サスンハアル可カラス利害トハ勝敗ノ謂ニ非ラサルナリ

これらについて西郷より意見を出させ議案として閣議に出し、決定し大臣調印の上御璽をおし「廟策不抜ノモノト為シタキナリ」と三条は言う。

朝鮮の保護国化を狙うのか、積極的に開戦を期するのか、開戦は日本にとり有利か、等これらの諸点は、朝鮮政策のまさに基本方針であり、遣使の可否を議論する以前に、政府としての確乎とした方針が決められてしかるべきものであると言えよう。しかし右に明らかなように西郷はこれについての自分の考えを示しておらず、当時の政府のこの問題についての状況は、この三条の覚書によると「今日ノ形状ノ如ク銘々各自ノ想像ニテ事決スルトキハ一定ノ後ニ至リテモ人ニヨリテ思ハクノ相違セルコトアリ是非書取ヲ以テ証拠トナスニ非ラサレハ廟策ト謂ヒ難シ」という混乱状態であった。つまり朝鮮に対する基本方針の合意を欠いたまま、具体論である遣使論のみが突出しているというのが一〇月初めの政府の状況

だったのである。

三条覚書の後半は、朝鮮政策の基本方針決定の必要性を述べる。「今度ノ使節ハ三度目(大修使、吉岡使節団の次にあたる)ニ属シ又屈辱ヲ受ケテ国権ヲ損スヘカラス仍テ必死ヲ期スヘキノ使節ナリ使節ヲシテ必死ヲ期セシム政府ハ戦争ヲ期セシテ可ナランヤ」と三条は、今回の遣使↓交渉不調↓開戦の見通しを示す。その上で「使節ヲ派遣スルノ事ハ已ニ議決セリ今更之ヲ論スルノ必要ナシ」と遣使を既定事項とする。しかしすぐ続けて以下のように述べる。「惟使節ヲ派遣スルニ付テハ戦争ニ移ルヲ以テ其利害ヲ論決スル極テ大事ナリ此論ニテ決セサレハ使節ハ境ヲ越ユルコト能ハサルナリ如何トナレハ今度ノ使節ハ平常ノ使節ニ非ス必死ヲ期セシムルノ使節ナリ使節殺サレテ後ニ始テ戦争ヲ決スルハ晚シ必死ヲ期スルノ使節ヲ派遣スルノ日已ニ戦争ヲ決セシムルハアル可カラス……是レ利害ヲ論スルニ於テ尤慎重ヲ要スル所以ナリ」。即ち三条は、遣使↓開戦となる以上、戦争の利害を決めた上でなければ、遣使はできないと、先の遣使決定を事実上白紙に戻しているのである。そしてここで決定すべき戦争の利害とは、覚書の前半で西郷に提出を求めた遣使の目的と重なる。つまり三条の主張は西郷に朝鮮政策の基本方針についての意見を閣議に提出させ、それを評議・決定した上で遣使の可否を論じるべきというものであったのである。

このように一〇月初めの段階において内治派は朝鮮への基本方針・遣使自体の可否を争点とするつもりであったのであり、実際の一四日の閣議の争点とは異なっていた。

しかし一〇月一日、内治派の主張・争点にはわかに移行することになる。この日の岩倉宛書翰(『大久保文書』〔史〕五、三五、六頁)で三条は以下のように述べる。

御安全奉賀候然者西郷へ申遣候処別紙答書到来候間入御内見置候誠ニ以此一件ハ全僕等之輕卒ヨリ遂ニ如此難事ニモ立至リ候事ニ而対国家申訳も無之尊公方ニ対候而も慚愧之外無之万悔不及事ニ御坐候此上ハ大久保之精忠ニ依頼し御互ニ於ても尽力可仕事と存候就而者愚案仕候処明晩大久保参上之都合ニ依り御同伴ニ而西郷方ニ行向赤心ヲ以て為國家論究仕候ハ、精神之貫徹不仕儀ハ有之

間敷元西郷ヲ使節ニ被遣候儀ハ御変換無之候而時機ヲ見合候迄ニ候ハ、決而不信ト申訳も無之旨ト相考申候何分ニも大久保之処是非明晩ニハ御聞相成候様仕度奉存候先者右申述度如此候也

冒頭でふれられている西郷の書翰はすぐ後で引用するが、八月一七日決定の変更は政府の不信を意味すると、あくまで強硬に遣使決定を求めるものであった。三条はこの書翰に狼狽し、朝鮮問題処理のため大久保の尽力を求めたわけであるが、注意すべきことは来るべき閣議における自らの主張を述べた傍点部である。即ちそれは使節の可否ではなく、それを認めた上で、実行の延期を求めるもの（一四日閣議での主張）となっているのである。ここに争点の移行が行われたのである。

なぜ移行が行われたのか、その要因となった一〇月一日付三条宛西郷書翰（同、三六、七頁）を見ることにする。書翰の本文は一二日に予定されていた朝鮮問題の閣議が延期されたことに対する不満を述べたものであるが、その追伸は左の通りであった。

追啓上誠恐入候得共不肖御遣しの儀最初御伺之上御許容相成居今日ニ至リ御沙汰替等之不信之事共ニ相変し候而ハ為天下勅命輕キ場ニ相成候間右辺之処ハ決而御動揺無之御事ト奉恐察候得共段々右等之説も有之様ニ承知仕候儀も御座候故為念申上候前以簡様之事迄奉入御聴候儀万々恐懼之仕合御座候得共哉相変し候節ハ実ニ無致方死を以國友へ謝し候迄ニ御座候間其辺之処御憐察被成下置度は亦奉願候也

ここで西郷は八月一七日閣議の決定が変更されるなら自決するとまで語っている。変更を理由に西郷が自決（しかも「國友へ謝」すという形で）の自決すれば軍の暴発は当然予想される事態であった。「実ニ西郷も決心之事ナリ兵隊之動靜も此一举之都合ニ依リ候而ハ殆ト駕御之策六ヶ敷可有之ト他日ノ變害不堪懸念候兵隊之駕御ヲ失候而ハ不可救之大患ト存候就而ハ愚存ニ而ハ別紙之策（海軍不備を理由とする延期論）ヲ以テ兎も角時機ヲ相延し候外有之間敷」と翌一二日付の岩倉宛書翰（同、三八頁）で三条が述べているように、西郷書翰により喚起された軍の暴発への不安が、争点移行の理由だったので

ある。

閣議の直前、西郷の遣使にかける熱意はこれほど高まっており、内治派に争点の移行を強いた。八月一七日決定に至るまでの西郷の熱意はすでに非常なものであったが、一〇月初めのそれは一種異様と言わねばならないほどとなったのである。西郷がここまで思いつめた背景には先の三条宛書翰で「相変し候而ハ為天下勅命輕キ場ニ相成」と述べているように、八月一七日の決定は天皇の勅許をえており、これを交えることは、勅命を軽じることにつながるという考えが存在していたと思われる。

しかし八月一七日決定についての西郷のかかる理解は妥当なものだったろうか。これについての太政大臣三条の理解はまったく異なっていた。九月一五日付木戸宛書翰(『大隈文書』〔史〕二、一七六頁)で三条は以下のように述べている。

使節差遣サレ候ハ、其手順モ得失可有之事ニ付予メ大使帰朝前ニモ見込候処ハ取調置大使帰朝之上篤ト遂評議弥御決議相成候ハ、可然トノ評論ニ而西郷参議ニモ其之次第ハ申聞候事ニ候間此段為念申入候尤内決トハ申候而モ兎角大使帰朝ヲ俟而可及評議之筈ニ候間此上可否得失ハ飽迄討論有之事ニ候

つまり八月一七日決定(「内決」とは三条にとり「見込候処」の「取調」程度のものであり、遣使の実質的決定(「可否得失」)は岩倉帰朝後の閣議でなされるべきものだったのである。そして閣議では当然遣使自体の否定もありうることであった。<sup>④</sup>朝鮮政策の基本方針を改めて議論しなければならぬとする先に見た一〇月四日の岩倉宛三条覚書は、八月一七日決定と岩倉帰朝後の閣議についてのかかる理解の上立つものであることは明らかであろう。

八月一七日の閣議に出席していない岩倉・木戸・大久保ら内治派の他のメンバーにとって八月の閣議決定・上奏への天皇の返答・今後の閣議の議事内容といった朝鮮問題処理の進行具合についての最も権威のある情報源は、太政大臣三条であった。したがって彼らの理解も三条のそれと等しいはずであり、彼らはその上で今後の対応を考えていたと思われる。

例えば岩倉は日本の情勢を駐仏公使鮫島尚信に伝える九月一九日付書翰(『岩倉文書』〔史〕五、三二二頁)の中で、朝鮮問題

については、「朝鮮征伐御互に兼而承知之通真に御評議有之候得共是以即時之事にては無之哉と存候」とのんびりとした判断を述べているのである。

三条ら内治派と西郷の間では一〇月一日までに、八月一七日の閣議決定の性格についての重大な理解の違いが、発生してしまっていたのである。

### 三 行違いの要因

なぜこのような行違いが生じたのだろうか。まず八月一七日決定とそれへの天皇の意向を検討する。

閣議決定は太政大臣が天皇に上奏しその裁可をうけることになっていたが、当時天皇は箱根におり不在であった。そこで八月一九日三条は行在所に行き、二三日までに上奏を行なった。上奏に対する返答は『明治天皇紀』三の記述では「西郷を使節として朝鮮国に差遣する事は、宜しく岩倉の帰朝を待ちて相熟議し、更に奏聞すべし」というものである（二一九頁）。つまり天皇は上奏を裁可せず、岩倉帰国後の再評議を命じたのである。これならば実質的決定は岩倉帰国後の閣議で行われることになり、西郷の理解は明白に誤りとなる。そして行違いは、天皇の返答が西郷に伝わらなかったか、彼が曲解したために生じたことになろう。

しかし『明治天皇紀』のこの記述は事実だろうか。同書のこの部分の記述の典拠にあげられた史料の内、天皇の返答の箇所の典拠となっているのは、記述の類似より『岩倉公実記』下（五〇頁）であったと思われる。しかし『岩倉公実記』のこの部分の記述の典拠は不明であり、また同書が十全な信頼をおきうる史書ではないのは周知のことである。『岩倉公実記』↓『明治天皇紀』の先の記述は慎重に史料批判を行うことが必要となる。

八月二七日三条は東京に戻った。そして九月一日西郷に以下の書翰（『岩倉公実記』下、六四頁）を送った。

過日内々申入候朝鮮使節之儀処置之寛猛時機之緩急ニ至テハ種々議論モ有之候得共到底今日之姿ニテハ難差置何れの筋國家至当之

処置無之而テハ不叶候ハ論ヲ不俟事ニ付使節被遣候儀ハ内決相成尤重大事件ニ付大使帰朝之上其見込等尚御詢謀相成其上ニテ決定發表有之候而可然評議致候就而ハ外務卿ニモ協議致使節被遣候ニ付而ハ手順応接之目的等予メ取調掛居候様可然候右ハ先日及演舌候得共猶為念申進候尤難了解候モ候ハ、可及面陳候仍而此段内々申入候也

傍線部にあるように、三条は遣使問題についてこの一日以前西郷に口頭で伝え、さらに誤解を防ぐためにこの書翰を送ったのである。ここで遣使問題についての八月一七日決定の今後の扱いが述べられているが、注意すべきことは天皇の意向について何もふれられていないことである。当時閣議決定に対して天皇がそのまま裁可するのが常例であり、これを行わず再評議を指示するのは極めて異例のことであった。もしかする異例を天皇が行っていたら三条は明確にそれを説明しなければいけなかった筈である。しかしそれは行われていない。上奏後、遣使問題の進行状況について三条が閣員に説明した文書は、この外に既述の九月一五日付と九月一〇日付の木戸宛書翰があるが、それにおいても天皇の意向は何らふれられていない。これより考えるならば天皇の不裁可という異例な行為自体存在していなかったと見るべきではないだろうか。三条の上奏に対し天皇は例に従い裁可を与えていたのである。

では天皇が裁可したであろう八月一七日の閣議決定とは一体いかなるものであったろうか。閣議決定の公文書は今のところ見つかっておらず、これについても三条の記述がよるべき史料となる。右の西郷宛書翰の傍点部がそれである。即ち西郷派遣の「内決」の一方、岩倉帰国後に彼の「見込」を「御詢謀」の上で「決定」を行うこと（つまり再評議）もこの時議決されていたのである。つまり再評議は天皇により命じられたのではなく、八月一七日の閣議決定に、はじめから含まれていたものなのであった。

しかしここで新に問題となるのは、この両者、西郷遣使決定（内決）と再評議の関係である。三条の理解はすでに見たように、実質的審議は再評議で行われるべきもので、「内決」は「取調」にとどまっていた。だがかかる理解は西郷に正確に伝わっていたらどうか。西郷は八月一七日の閣議に出ておらずその内容は伝聞によっていたが、三条よりの通知が当

然最も依拠すべき情報であった。そしてその三条は上奏後の九月一日、遣使問題の進行状況をはっきりさせるために先の書翰を西郷に送った。しかしこの書翰は極めて曖昧なものであった。「内決」と再評議の關係についての記述は、木戸宛の三条書翰を読んでいる我々は後者の優位と解することができる。しかしそれぬきで読むならば、再評議の対象がどこまで及ぶのか、「内決」をくつがえしうるもののかについては判然としないだろう。そしていわば前書にあたる波線部は「緩急ニ至リテハ種々議論モ有之候得共」とことわりながらも遣使の必要性を認めており、また○点部では遣使の準備を進めることが指示されており、これらより実質的決定はすでに「内決」ですみ、再評議は形式的追認、発表の前の手続と解することも可能であろう。特に西郷のように使節派遣を熱望している人間にとってはそうした解釈をとるのが自然であったと言えよう。そしてかかる解釈にたてば、西郷遣使は上奏を経て裁可をすでに得たことになるのである。勅命がすでに下ったとする西郷の理解の背後にはかかる事情が存在していたと思われる。<sup>⑦</sup>

自らの伝達の不備に基づく西郷の誤解（彼の異様な決意）とその影響は一日の西郷書翰で三条に明らかとなった。しかしこの段階でその誤解をとくことは、極度に思いつめて西郷の心理より難しかったろう。そして勅命がすでに下っているとついこんでいる西郷にとり、改めて遣使の可否を論じること自体、勅命を軽んじ政府の不信を示すものとなる。閣議でこれを問題にしようとするなら、その評議の入口の段階で早くも西郷の怒り、彼との決裂を招くことになるだろう。西郷との決裂（それは西郷の自決↓軍の暴発につながる）をさけ、なおかつ遣使を阻止しようとするなら、争点を一つ西郷側にずらし、遣使を認めた上で、その即行の可否を争うのがとるべき道であると三条は考えたのであろう。先にひいた一月一日付岩倉宛書翰の後段（『大久保文書』〔史〕五、三六頁）で以下のように三条が述べる所以である。

尤西郷ヲ使節ニ被遣候儀ハ御変換無之候而時機ヲ見合候迄ニ候ハ、決而不信ト申訳モ無之筈と相考申候

西郷の強硬な書翰をうけとった一日以降、三条は一日付の岩倉宛書翰の傍線部のように激しい自責の念をもちます。<sup>⑧</sup>

八月一七日の決定は三条の抵抗をおしきって行われたものであり、それについての彼の「軽率」も若干弁明の余地はある。

しかし閣議決定の理解の不統一・伝達の不備はまさに太政大臣たる三条の責任である。この激しい自責の背後には、これについての自らの失策の自覚があったのではないだろうか。<sup>⑩</sup>

一日以降、内治派は争点の移行に伴い、遣使延期論の論拠を構成することが必要となった。その論拠は一二日の段階では、開戦には海軍が不十分であり、新に軍艦数隻を購入するまで出発はのばすべし、という海軍軍備不足論であった。<sup>⑪</sup>しかし一四日の閣議では既述のようにこれではなく対露問題が中心の論拠となった。<sup>⑫</sup>この時、日露間では樺太・千島の国境確定問題と大泊事件処理問題が懸案として存在していたし、また対朝戦の場合、背後のロシアの動向は極めて重要であることは明白であり、これの方がより説得力があると考えられたのであろう。<sup>⑬</sup>しかし結局、これでも西郷の納得をえることができず、一四日の閣議は激論の場となり、事態は二三日の政府の分裂につき進むのである。<sup>⑭</sup>

政変は内治派の勝利で終わった。しかし一方、政変の過程において自らなした主張に内治派は縛られることになる。このため本章の一端見たように、新政府はその成立直後の一月八日、朝鮮政策について、本来の主張である遣使否定方針ではなく、それと矛盾する遣使延期方針を決定し、近い将来における遣使の実施を決意しなければならなかったのである。<sup>⑮</sup>そして翌年二月三日の木戸宛三条書翰が述べるようにこの方針は、新政府に大きな制約力を持つものであった。

全体右事件（朝鮮問題）も昨年十月十八日後廟議而立之末遂に順序を逐ひ着手可有との宸断に決し、夫か為には多少之紛乱を生し昨今之形勢にも至り候処、断然御動揺なく前議を貫き候事に候得は、前儀は無相違御履行無之而は、不相濟歎と、愚考仕候。

そしてかかる制約の下に新政府は、台湾出兵・朝鮮への使者派遣の決定など、本来の主張である内治優先論と矛盾する政策を行う、苦しい外交運営をしいられていくことになる。<sup>⑯</sup>西郷との決裂回避のための争点の移行、その背景となった閣議の「内決」についての行違い、これらの代価は極めて大きなものだったのである。

① 『岩倉公表記』下、六七頁。なおこの書翰は、的野半介『江藤南白』

下、原書書房復刻、一九六八、二四三～二四六頁に、案文が収録されて

いる。

② なお江藤書翰の残りの部分より見れば、岩倉はこれ以外にも西郷の

安危への不安も論拠としたようである。

- ③ この三条覚書については、取録史料により若干の異同があるが、ここでは『岩倉公実記』下による（五〇～五二頁）。
- ④ この点は九月一日付木戸宛三条書翰（『木戸家文書』人二二〇）でより明確に示されている。
- 過日答翰之節西郷参議之朝鮮使節一件高慮之趣来論（木戸の征台・征韓反対意見書）尤に存候内閣之決議ニ於而も何れ大使帰朝之上猶御評議ニも相成弥決定可有旨ニ付自ラ大使帰朝之上遂評議可申候間足下見込之処ハ十分討論有之度候於拙者も高熱慮注意可仕候最早使節帰着之期ニも相成候日々相候候事ニ御座候
- ⑤ 同右。
- ⑥ 西郷は閣議の結果を翌一八日、三条より知らされており（八月一九日付板垣宛西郷書翰、前掲『大西郷全集』二、七五八頁）、閣議には出席していなかったと見なせよう。
- ⑦ 以上、本文では閣議決定の西郷への伝達の問題について検討した。しかしさらに逆のならば、閣議決定の内容自体、それにおける「内決」と再評議の関係が問題となる。閣議出席者の中には板垣のようにここで実質的決定がなされていた（前掲『自由党史』上、六九頁）と、三条と異なる解釈をしている者もあり、これについてははっきり判らない。しかし推測をたくましくすれば、閣議決定自体あいまいな内容であり、出席者が様々に解釈可能なものだったのでないだろうか。もしそうであれば三条は伝達の不備の問題以前に、重大事件に対してあいまいな決定を行うという、より大きな失策をおかしていたことになる。
- ⑧ さらに一〇月一日付岩倉宛書翰（『大久保文書』〔史〕五、六七頁）でも三条は「初發儀等之輕卒ヨリ事今日ニ至リ候而其罪儀一身ニ帰シ申候」と自らの「輕卒」を責めている。
- ⑨ 前掲『自由党史』上、六七～六九頁。
- ⑩ 先の九月一日付西郷宛三条書翰の写が、一〇月二日三条から岩倉に「過日来御約束申居候書類乍延引差出候御熟覽可被下候」と付言して送られている（『岩倉公実記』下、六三頁）。一四日の閣議を前にして今さら西郷に閣議決定がいかに伝えられたかを示すこの書翰を岩倉はなぜ見ようとしたのだろうか。岩倉は西郷の固執の背後に何か行違があることに気がついたのでないだろうか。そしてこの書翰写の岩倉への差出を「延引」したことに、三条の微妙な心理を見ることもあるいは可能かもしれない。
- ⑪ 一〇月二日付岩倉宛三条書翰（『大久保文書』〔史〕五、三八、九頁）。
- ⑫ 軍備不足を理由として西郷遣使に反対しようとする弟従道の動きに西郷は激しく反撥しており（九月二日付黒田清隆宛西郷書翰、前掲『大西郷全集』二、七八一～七八三頁）、軍備不足論では、西郷説得は困難と判断されたのかもしれない。
- ⑬ 西郷自身、対露問題については強い関心を持っており（明治六年九月二日付黒田宛西郷書翰、前掲『大西郷全集』二、七六三、四頁）、これへの考慮も対露問題を論拠とした要因であったかもしれない。
- ⑭ 一四日から二三日に至る政治過程については前掲拙稿「征韓論政変の政治過程」、参照。
- ⑮ なお一〇月二三日に岩倉の行った上奏文は、現在知られている史料（『岩倉公実記』下、八〇～八二頁、等）では、一四日閣議での主張に則り使節延期論となっている。しかし実際に上奏されたのはこれではなかった。「御書拝見昨日御申上置ノ過日ノ御奏狀即御取替ニ相成候間前二通之分令返上候」との（一〇）月二八日付岩倉宛徳大寺宮内卿の書翰（『征韓論一件』一）の一節にあるように、実際の上奏は政変の直後に回収、現在伝えられているものに取えられたのである。この

取かえの事情は、内治派の一人、参議大木喬任の(一〇)月(二四)か日付岩倉宛書翰(「征韓論一件」)にうかがえるが、ここではその追書のみを引用する。

御本書(實際の上奏文)ニ而ハ全ク外事ハセザル様ニ相見ヘ小臣ノ草案(現在知られている上奏文)ニハ為サザルニアラス順序ヲ立テ為スノ意ニ致候是ハ其時ノ御実論(一〇)月一四、五日の閣議での岩倉の主張)ト奉存且今日ニ相成リ西郷氏ノ辞表も御留届相成候事ニ候ヘ者タトヒ順序ヲ立テナストノ事有之候トモ後ノ御面倒ヘ決テ有之間敷奉存候仍而異々も其時ノ御実論ヲ替らせられざる様致候方方々々可奉奉存候多罪

これより明らかになることは第一に、実際の上奏文が現存のそれと異なっていることである。「御本書ニ而ハ全ク外事ハセザル様ニ相見ヘ」とあるように、実際の上奏文では岩倉は、遣使延期論ではなく否定論を述べていたのである。上奏において岩倉は彼の本来的考えを出してしまつたのである。

第二は、大木が新たな上奏文を作り、原上奏文との取替を主張したことである。大木筆の上奏文は「遣使(を)為サザルニアラス順序ヲ立テ為スノ意」とあるように、延期論の主張であった。そしてこれと現在伝えられている上奏文との符合より、この取替は実際に行われたと見てよいだろう。

かかる取替を大木が主張するのは、「是ハ其時ノ御実論ト奉存」とあるように、閣議での岩倉の主張であった延期論と上奏文を整合させるためであった。原上奏文のままにすれば「閣下(岩倉)最初ノ時ノ

## おわりに

本稿をおえるにあたり、まず政変に至る朝鮮問題の展開を、今までの検討をふまえて要約することにする。

議ノ御発論(閣議での延期論)ハ全ク一時ノ事ニテ之レアリタルベクト議論致スモノ可有之奉存」と大木が、この書翰の本文で述べているように、閣議での主張との相違を非難・攻撃されるおそれがあったのである。そして上奏文を事後的に変更するという、極めて異常な大木の主張が認められたことに、閣議での主張が内治派にもった拘束力の大きさを見ることができよう。そしてこの変更は、政変後の新政府が延期論をその対朝方針としてひきうけることを決意したことを示しているのである。

もっとも大木自身は、引用文の後半に示されるように、西郷らが下野した以上は、延期論を方針としておいても適当に処理しようと考えていたようである。しかし実際には、これが大きな困難を新政府にもたらすことになるのである。

⑭ 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五、瑠書房、一九七七、一〇〇、一頁。

⑮ なお台湾出兵については、政変以後高まった土族の不満への融和策とする位置づけが、すでに一般化している。しかし新政府は一方では、家禄税の新設という土族と対立する政策も成立直後に行っており、土族への融和策という一般的説明では、新政府の政策をとくことはできない。不平土族に対し、一方では融和、他方では対立という新政府の政策に内在する論理をとくことが必要となる。そしてその論理は本稿で見た使節延期論なのであるが、これについては別稿で述べることにする。

大修使交渉が行詰った明治二（一八六九）年、日本政府内において強硬論（「皇使」派遣論）と「穩健」論の二つの対朝交渉路線が形成された。明治三年六月（一八七〇年七月）頃、両者はきびしく対立するが、結局、対朝開戦につながる前者は後者に抑えこまれた。廃藩置県直後、欧米への岩倉使節団派遣を前にして政府内で両路線の対立がまたも発生し、明治四年一月九日（一八七一年二月二〇日）、朝鮮政策についての最高首脳の会議が行われた。そして使節団帰国までは朝鮮問題は凍結するという「穩健」路線に立った決定が行われた。

一月一二日岩倉使節団は出発した。あとを預かる留守政府は、日朝間の折衝を中断し、在留邦人の引揚を行い、先の会議の凍結方針を実行した。しかし中断に至る交渉過程においては、明治三年以来棚上げが図られていた日朝間の原則的対立点（皇・勅問題）を復活させるという強硬な姿勢を示した。留守政府には有力な対外強硬論者があり、彼らがかかる姿勢をとらせたのである。

明治五（一八七二）年後半以降、留守政府は対外強硬路線にますます傾いて行き、台湾出兵が唱えられるようになった。台湾出兵は大蔵省を中心とする木戸派の抵抗でおさえられたが、明治六（一八七三）年五月、井上大蔵大輔が失脚すると対外強硬論への政府内の歯止が消えてしまった。かかる状況の下に五月三一日付の広津報告が到着すると、対外強硬論が一挙に噴出、即時出兵論である朝鮮議案が閣議にかけられることになった。

この朝鮮議案に対し西郷は反対し、自分が非武装の使節として朝鮮に行くことを代案として提起した。この提案は、即時出兵より開戦にいたることを防ごうとしたものではあったが、従来その実施がおさえられてきた「皇使」派遣論であり、交渉不調の場合は開戦につながるものであった。そしてこの時、西郷は交渉の不首尾（使節の「暴殺」）を予期しており、彼のこの提案は強硬路線に立つものであった。留守政府はかかる西郷遣使を八月一七日の閣議で「内決」した。この決定は、岩倉使節団出発直前の朝鮮問題凍結方針の修正であるとともに明治二年以来おさえられていた強硬路線の勝利を意味するものであった。

一方、大久保・木戸・岩倉は、この閣議の前後、欧州より帰国していた。彼らは対朝戦争につながる西郷遣使に内治優先論の立場より反対であった。しかし一〇月一四日の閣議では、西郷との決裂をさけるために、西郷の方に争点を近づけ、遣使否定論ではなく、延期論を唱えた。しかしそれでも西郷は納得せず、対立は決定的なものとなり、結局、西郷らの下野、政府の分裂、征韓論政変となったのである。

政変の権力闘争においては内治派は勝利をしめた。しかし朝鮮政策については、閣議で自ら主張した延期論に拘束され、対露交渉解決後の遣使を方針として決定しなければならず、以後の政策展開に大きな制約をうけざるをえなくなったのである。

以上の過程をふまえてこの時期の朝鮮問題の性格について考えることにする。

明治六年後半、対朝強硬論が高まり、朝鮮問題は政府の中心的争点となった。しかしこの時、対朝強硬論はなぜ高まったのだろうか。朝鮮現地において特に情勢に変化が生じたわけではないことはすでに明らかにされており、高揚の要因は日本国内の情況にあった。即ち留守政府に内在していた対外強硬志向が、開化政策の強行に対する国内的不満の高まり・井上失脚による強硬論への歯止の消失という状況の上で、五月三十一日付広津報告というわずかなぎっかけにより、朝鮮に対して噴出したのが、この時の対朝強硬論の高まりなのである。そしてこの対朝強硬論においては、今後日本は朝鮮をいかに扱うべきかという、外交戦略の基本問題への審議を欠いたまま、即時出兵や西郷遣使という具体論のみが突出していた。この時の対朝強硬論の高まりを、その発生要因・政策内容より見れば、それは外交問題であるよりもむしろ国内政治問題であったと言える。

留守政府が対朝強硬路線につき進んだため、明治二年以来の朝鮮政策の二つの路線の対立が、この時またも発生、しかもかつてない鋭さで対立することになった。朝鮮との国交樹立という国権主義的感情を刺激しやすい懸案が存在している限り、かかる対決の発生は、その直接の要因はともかく、いつかは不可避であったかもしれない。しかしこの時の対決の

あり様、即ちそれが政府の分裂をもたらすまでにきびしいものとなったこと・内治派Ⅱ「穩健」論者の勝利にもかかわらず近い将来に遣使を行うという決定をなさざるをえなかったことは、必然的なものではなかった。対決のきびしさは、西郷の頑なな姿勢に大きな要因があったが、八月一七日の「内決」の位置についての理解の行違いがなければ、彼はあれほど強硬な態度をとったであろうか。また新政権の対朝方針は内治派の一〇月一四、五日の閣議での主張に拘束されたが、いかなる主張をここでとるかにはまさに彼らが判断しうる問題であった（そして西郷との決裂をさけるべく争点の移行をおこなったことは、それでも彼の納得をえることができなかったことを考えれば、結果的には不適切な判断であったことになる）。そしてこれは危機的状况における、政治主体の行動・判断が持つ意味の大きさを示すものである。

早晩、遣使を実行しなければならぬという大きな拘束をうけた新政権が、以後いかなる対外政策を展開するのか、それと内治優先論との関連はいかなるものであったのか、これらについては別稿で明らかにしなければならない。

（神戸商科大学助教授

was put in the center of conference. On the other hand, the government was forced to recongnize its financial stracture owing to the decrease of payment, and secure the minimum sorce of revenue by means of Ritubun 率分 and Saiinkeisairyou 齋院禊祭料 or sale of offices 成功. The increase of items in the efficiency rating conference of Governer was connected with this change of financial policy by the government.

## The Political Change of Debate on the Expedition to Korea 征韓論 and the Korean Policy

by

TAKAHASHI Hidenao

Since the second half of the 1970's, doubts have been cast upon the orthodox view about the political change of debate on the expedition to Korea 征韓論, thus stimulating scholars' interest in the subject. This article intends to place this political change justly in the whole frame of the Korean problem.

The Government contained within itself opposing opinions as to the Korean problem since September 1873—the group of Saigō insisted on an expedition to Korea, while that of Ōkubo, Kido, Iwakura and others opposed it; the latter sustained a priority for the inland. In a Cabinet session, however, the group of Ōkubo modified its original stand and shifted to a compromising postponement of an expedition. The aim of this shift was to avoid a break-up with Saigō who got the wrong idea from the Cabinet decision made on August 17 and brooded over it. Nevertheless, this compromise on the part of Ōkubo turned out to be not enough to convince Saigō, and consequently did not avoid a division of the Government and a Political change. Although the group of Ōkubo won the political change, the new government, bound by its own assertion made in the Cabinet meeting, obliged itself to execute an expedition to Korea before long.